

逮捕されたら.....

1 黙秘権があります。

事実関係はもちろん、自分の名前・住所・一切の雑談(?)にも、黙して語らず、ということです。黙秘を貫くことは権力の不当な弾圧をはねかえすための基本的な斗いです。

◎留置番号(××署△号)が、すべての場合に、あなたの名前の代理をします。

◎一切の調書に署名・捺印を拒否することなできます。(署名・捺印のない調書は、証拠能力がありません。)

2 弁護人を選任する

逮捕されたら、すぐ「関西救援連絡センターの指定する弁護人を選任する」とはっきり言い、目の前で電話させましょう。

(TEL) **372・0779**
ミ ナ ニ ワ ナ ナ ク

大阪市北区浪花町125

関西救援連絡センター

救援

1. 救援活動
2. 家族の心得
3. 逮捕されたとき
4. 未成年者な逮捕された場合
5. 起訴されたら
6. 付録

